

家庭系プラスチック資源再商品化プラント建設計画が  
環境に及ぼす影響に係る答申

(案)

令和8年 月 日

横浜市環境影響評価審査会

令和 8 年 月 日

横浜市長 山中 竹春 様

横浜市環境影響評価審査会  
会 長 奥 真 美

家庭系プラスチック資源再商品化プラント建設計画が  
環境に及ぼす影響に係る調査審議について（答申）

令和 8 年 6 月 8 日み環評第95号により諮問のありました標記について、当審査会は慎重に調査審議を重ねた結果、次のとおり結論を得たので答申します。

家庭系プラスチック資源再商品化プラント建設計画（以下「本事業」という。）は、ベスプラ株式会社（以下「事業者」という。）が、泉区和泉町7055-1ほか（以下「計画地」という。）で、敷地面積が約8,077平方メートルの廃棄物中間処理施設を新設するものです。

当審査会は、横浜市環境影響評価条例施行規則第15条第1項に定める基準に照らし、環境影響を受けやすいと認められる対象、又は環境の保全を目的として法令等により指定された対象が存在し、かつ、本事業の内容が当該対象の特性に応じて特に配慮すべき環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるかどうかについて審議を行いました。

本事業の特性と計画地周辺の状況を踏まえ、審議した結果、環境影響を受けやすいと認められる対象は存在しますが、本事業の内容が相当程度の環境影響を及ぼすとは認められません。

■ 横浜市環境影響評価条例に基づく手続経過

|                 |                                                                                                                  |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和 8 年 5 月 25 日 | 事業者は横浜市環境影響評価条例第 15 条第 1 項に基づく第 2 分類事業判定届出書及び第 2 分類事業判定届出書添付資料※を市長に提出                                            |
| 令和 8 年 6 月 8 日  | 環境影響評価審査会<br>市長は第 2 分類事業判定届出書の提出を受け、環境に及ぼす影響について調査審議するため審査会に諮問<br>事務局説明（第 2 分類事業に係る判定手続等について）、事業者説明（説明資料）、質疑及び審議 |
| 令和 8 年 6 月 29 日 | 環境影響評価審査会<br>事務局説明（答申案）及び審議                                                                                      |

※第 2 分類事業判定届出書添付資料については、ホームページへの掲載、並びにみどり環境局環境影響評価課及び泉区役所区政推進課での閲覧を実施し、周知。

■ 横浜市環境影響評価審査会委員

稲垣 景子  
 稲森 正彦  
 上野 佳奈子  
 大島 正寿  
 ◎ 奥 真美  
 片谷 教孝  
 菊本 統  
 酒井 暁子  
 田中 修三  
 田中 伸治  
 ○ 中西 正彦  
 藤井 幹  
 藤倉 まなみ  
 山口 温  
 横田 樹広

◎会長 ○副会長 五十音順 敬称略